

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。

① サービス費用の1割、2割または3割

+

② 食費

+

③ 居住費等

+

④ 日常生活費
(身の回り品の費用など)

短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費も全額利用者の負担です。利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

【基準費用額】：施設における1日あたりの食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額

食費	:	1,445円	(令和6年8月から)
居住費等	:	ユニット型個室	 2,066円
		ユニット型個室的多床室	 1,728円
		従来型個室	 1,728円 (介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,231円)
		多床室	 437円 (介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 915円)

●低所得の人は、食費と居住費等が軽減されます

○低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額分は、介護保険から給付されます。

■負担限度額(1日あたり)※令和6年8月から

利用者負担段階		食費		居住費等			
		短期入所サービス	施設サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、または生活保護の受給者	300円	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	600円	390円	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,000円	650円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,300円	1,360円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第4段階	上記以外の方	負担軽減なし(施設の定める料金)					

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、()内の金額となります。

●ただし、下記の①②に該当する場合は、給付の対象になりません。

①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が

第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合

第3段階①:単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合

第3段階②:単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

【お問い合わせ先】
〒639-0251
香芝市逢坂一丁目374番地1
香芝市総合福祉センター内 介護福祉課
電話：0745-79-7521